



新図書館建設について

小牧市は、新図書館について、建設に関して必要な調査・審議を行うため、審議会を設置することとし、2月8日に開催される臨時議会に関係議案を上程する。

【関係議案】

1. 新小牧市立図書館建設審議会条例の制定

新図書館の建設に関して必要な調査・審議を行うため、教育委員会の諮問機関として、「新小牧市立図書館建設審議会」を設置する。

なお、新図書館建設にあたり、小牧駅西地区のまちづくりに関することなどの審議も必要であることから、審議会は諮問に応じ、調査及び審議をすることができることとした。

審議会は、学識経験者、各種団体の代表者、社会教育の関係者、図書館協議会委員、市民公募委員などで構成する予定であり、議会の議決後、委員選定を開始する。

2. 補正予算（債務負担行為）

地方自治法第222条の規定より、1の新小牧市立図書館建設審議会条例に伴う予算措置が必要なため、債務負担行為（委員報酬 2,426 千円）を設定する。

問合せ先

教育委員会事務局 新図書館建設推進室 鶴飼

電話 0568-76-1662（内線 350）